

第8回 橋本市公共下水道事業審議会 会議録

日時：平成24年5月23日（水）午後1時30分～午後4時15分

場所：橋本市役所 3階 議会委員会室

【審議会出席委員】

濱田學昭委員、上久保修委員、笹嶋邦彦委員、贅川一郎委員、堀川憲一委員、
荻田一郎委員、丹下一子委員、矢野佳世子委員、石橋英和委員、加藤昌男委員

【審議会欠席委員】

畑野富雄委員、上田良治委員、

【審議会内容】

1. 開会

傍聴人：なし

2. 会長あいさつ

「橋本市公共下水道事業審議会運営規程」に基づき、会議録署名委員2名を指名

会議録署名委員 笹嶋 邦彦 委員

会議録署名委員 荻田 一郎 委員

3. 議事

(1) 答申書(案)の取りまとめについて

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

(会長)

答申(案)ですが、結論的には「値上げもやむを得ない」ということですが、審議会で各委員さんから、意見として出された部分について、付帯意見として5項目載せています。

それから、これまでの本審議会での審議の概要と、現在の下水道事業の状況を示す数字的なものを載せています。この(案)についてご意見、ご質問をいただきたいと思います。

(委員)

この答申(案)は、あまりにも簡単すぎる。もっと詳しく書くべきではないか。

(委員)

下水道事業に関して、当初計画から大きな乖離が発生していますが、なぜそういうことが起こったのか、その原因を分析して書かないと、また、値上げはするが、今後何時までに、普及率、接続率をどこまで伸ばすか等の約束事項を明記しないといけないと思います。

(委員)

下水道事業の役割や、下水道が社会や環境に対してどう貢献しているかを明記していた

だきたい。

(委員)

この答申(案)は(案)ですので、ものすごく簡単に書かれていると思いますが、例えば、維持管理費を100%使用料で賄えないと書かれていますが、何%しか賄えていないのか、分からない。

一般会計からの繰入金についても、限度額があるのだったら入れたらいいと思います。

また、答申(案)は公開もすると思いますが、付帯意見や添付資料を見る人は少ないと思いますので、1ページ目にもう少し詳しく書くべきです。

接続率についても、付帯意見にもありますが、もう少し具体的に書かないとだめだと思います。これでは議会は通りません。

(委員)

以前から出ているように、国の推奨する使用料単価の話が出ていますが、ネットで見てみると、日本の平均で上水プラス下水の使用料、300円/m³を超える所はほとんどありません。

橋本市はいくらになるのか、日本全体の平均値とか、それに比べて橋本市がどうなっているか、平均値以上の水準では納得できません。

(委員)

この答申(案)だけで見ますと、発信元の独自性というのは見当たらない、どこの市町村でも使えるような内容であると思います。下水道についての哲学的なことも前文に必要ではないですか。

質問ですが、消費税の動向にも対応できる使用料単価とはどういうことか。

(事務局)

消費税が現在の5%から10%に上がった状況でも、なんとか維持管理費は100%賄える料金が150円/m³ということです。

また、①の国が推奨する単価、②の高資本費対策を受けられる単価も150円/m³となっています。

(委員)

私にはこの③は、消費税が上がったら、その都度対応するというように見えますが、また、消費税についても10%とは限りません、20%になるかも分かりません。そうなるともっと値上げしなければならなくなります。

後で出てくる見直しの5年スパンという話がありますが、5年間は何があってもこのままいくと明記すべきです。

(会長)

この①、②、③の項目が入っているのは、以前値上げはやむを得ないとしたときに、値上げの額について、審議会として合理的な価格の設定が必要であるとの意見もあり、目安の価格で議論する、目安の価格として①、②が入っているのですよね。

(委員)

答申(案)の構成として、前文をもう少し詳しく数字を入れて説明して、それから①、②、③もそれぞれ説明を加えるべきであると思います。

だから、もう少し幅を持たせて、前文の文字数を多くして①、②、③の説明文を前文に入れてほしい。

(会長)

みなさんの意見は、前文でまず下水道事業の意義なり、下水道事業の位置付けを明確にして、現在の橋本市の下水道事業が置かれている状況について、データを入れながら状況を説明し、それからやむを得ないという内容がきて、最後には付帯意見があるという構成とすべきということですね。

(委員)

「使用料改定はやむを得ない」、この文は、私たちにとって責任が重いと考えます。前文の充実はもちろんですが、それでも市民全員が「そうだね」とはなりません。普及率と接続率が飛躍的に伸びれば、値上げが回避できたかも分かりません。

その重要な2点を解決するための市としての決意があって、その確約もあった上で、値上げしないと現在の状況を打破できないという理由があって初めて、やむを得ないという気持ちになります。

もし、この(案)が議会で否決されたら、今後の下水道計画が止まってしまうというような事態も考えておく必要があります。だから、議会でも理解できるような説明が必要となります。

(委員)

私は、以前から言っているように値上げは反対です。人口が増えず、逆に減少している。減少により値上げしないとだめなら、その分いくら上げなくてはならないのか、言って下さい。

また、付帯意見についても、時期・目標等明記していただきたい。

(委員)

意見の中で、答申(案)の前文をもっと詳しく、または付帯意見をより具体的にという意見がありますが、付帯意見にある程度書いてくれてあるので、あまり詳しくは1、2ページには載せられないと思いますので、考えてみてくれたらと思います

(委員)

この内容では、我々委員の意見が伝わってこない、もっと指摘された部分については生々しく本音の部分を言わないと、この文章はカッコよすぎます。審議会からの文書ではなく、行政側の文書に見えます。

(事務局)

本審議会の議事録(要約版)、諮問、答申等は公開いたします。

(会長)

答申（案）の1ページ目については、委員さんからの意見を入れて、しっかり訴える力があるように数字も入れて、下水道事業の位置付けも明確に書き込むことが大事である、という意見をいただいています。

また、審議会の情報開示につきましては、グラフや数字がないと市民が見ても何か分からないと思います。それで、添付資料で参考資料1が答申に添付して開示されます。これが説明となると思います。

（委員）

各自治体のホームページには、下水道関係がもっと詳しく載せられています。橋本市は記事が少なすぎます。

審議会の内容などはもっと載せていったらいいと思います。

また、今回の審議会は使用料の改定に特化していますが、他の市町村では下水道事業全体に対して審議している所が多いです。

（会長）

諮問の文がありますか。

今回の分に関しては、下水道事業のあり方全般というよりは、かなり絞った使用料のあり方についての諮問であったように思いますが。

（事務局）

今回の諮問につきましては、「橋本市公共下水道事業の健全な運営を行うため、使用料対象経費に占める使用料の割合について検討を行い、経営の健全化に向けた公共下水道使用料の見直しについて諮問いたします。」です。

（会長）

いろいろ意見を頂きましたので、この1ページのところについては、文案を大きく改めまして、また案を作ることにさせていただきたいと思います。

次に2ページの付帯意見について。

（委員）

意見③のところ、合併処理浄化槽等の同一目的を持つ別手法の組み合わせでありますが、この別手法ということについてもっと具体的に書いたらどうですか。

④の分かりやすい情報公開についてですが、毎月広報でという話でありましたが、ここでは具体的に毎月広報誌で情報公開すると明記したらいいのではないですか。

また、毎月「下水道だより」のような別冊で出すようにしたらどうですか。

（事務局）

今後、市の広報誌を活用して、文字ばかりでなくイラスト、写真を入れた見やすい内容で考えていきたいと思っています。

また、ホームページにつきましても、もっと充実した内容に努めてまいります。

「下水道だより」の発行につきましては、いろいろ経費もかかることから、市の広報誌を活用したいと考えます。

(委員)

③の「思い切った補助金制度の充実」とありますが、何か具体的な(案)は持っているのですか。

(事務局)

まだ、具体的な内容は検討していません。供用開始から十数年が経過しており、以前に接続の方との不公平感についても考えなくてはなりません。

(委員)

未接続家庭全部に接続をお願いする場合、工事費用を貸し付けて、金利は取らないというようなことを実施している都市もあると聞いています。このような全国の事例を参考に考えていただきたいと思います。

(会長)

推進強化というのがご議論あったように、下水道に対しても、市全体の財政の中で下水道に集中的にお金を回すことは不可能ですけれど、現在のような形で淡々としても接続率はなかなか向上しませんし、市全体で下水道を整備しようという機運そのものが、どうにも萎えてしまうことがありますから、市民と行政とが一体となってある期間を限定して、この期間にとにかく下水道についてやっていこう、というような形で盛り上げていかないといけないと思いますので、そのような仕組みを検討していただきたいというのが、この付帯意見として出てきていると思います。

(委員)

この付帯意見は、審議会からの意見ということですので、補助金制度についても「検討します」ではなく、「検討すること」という言い回しに変えて下さい。この意見全部について、「すること」というように変えて下さい。

(委員)

付帯意見についても、「すること」だけでは、空手形になってしまうことが考えられる。もっと具体的目標数字を明記してほしいと思います。

上水道のことですが、検針の回数についてです。使用水量に応じて、年1回から毎月までありますが、以前いただいた日本下水道協会の本では、橋本市は年1回の検針でいいと書いてありました。これも年1回になるとコストダウンになります。

(事務局)

水道の検針につきましては、毎月検針としています。

長期検針にしますと、漏水とかがあり、長期では半年や1年後にならないと発見出来ないということになります。

検針時に今月は少しおかしいですよ、お客様にお伝えしています。それでお客様の方で修理していただくようになります。そのようなこともあり、また市民からの要望により毎月検針を実施しています。

(委員)

水道の使用量の管理の面からも、毎月検針はありがたいと感じています。

(委員)

補助金についてですが、補助金として支出することは、以前からの既に接続した人から不公平感を指摘されることとなります。

しかし、現実には下水道へ接続するには100万円とか、まとまったお金が必要になります。お金がなく、接続したくても出来ない場合が多いと思います。そこで、接続に必要なお金を貸したらどうですか。利息なしで貸してあげて、頭を下げてお願いに回るのです。法律の話もしながら回らないとだめです。同じことをやってもだめです。

市も何か汗をかかないと、何も努力せずに値上げだけさせてくれとは虫が良すぎます。

(委員)

下水道事業には普及率がいかに大切か、普及率が今56%だから値上げが必要です。

しかしこれが90%であったなら、値上げの必要はない。90%になってそれでも維持管理費が払えないのであれば、そこで値上げは仕方がないが。

だから、とりあえず普及率をアップしないとみんなが困る、という文言があってもいいのではないか。

(事務局)

現在、市の整備予算は約4億円で推移しています。このままの投資であれば資本費についても、現状の横ばいとなりますが、短期間に10億5年間投資すると、後に資本費が高騰することになります。

(委員)

それでは、今までと変わりなく、延々60年あまりかかり、少しずつ整備していくこととなります。

それでは流域の経営計画に見合った水量を送るのは到底無理で、そうなれば、5年後にまた値上げという話になってくる。それでは納得できません。

(委員)

県は経営計画をずっとやっていますので、それに基づいて、ハード面は整備していくということになっています。その意味からしても、この付帯意見については、浄化センターだけでなく、県に対しても効率化・改善を働きかけるということにし、また有収水量の確保の面では、学文路のし尿処理場の汚水を、また農集の接続も明記してはどうですか。

(事務局)

学文路環境管理センターの汚水、農業集落排水の接続についても、明記していきたいと思えます。

(委員)

流域の経営計画の処理水量に対して、市及び2町からは汚水量が少なく、計画水量に達していません。計画上の水量を送ってこそ、県に対しても値下げについても発言できると考えます。

まず、計画水量を確保することが重要だと考えます。

整備についても、市民の90%が使えるようになるまでは、どんどん整備すべきです。

(委員)

下水道計画についても、家がまばらな地域へ高い下水道を整備しなくても、また整備したとしても、繋いでくれないのであれば、やはり見直しをかけて、そこは浄化槽処理をする区域とするような見直しをしなければなりません。

さきの、貸付制度の件ですが、法律的に問題なければ書いておいてほしい。

(事務局)

市では現在、市から直接の貸付ではありませんが、市中銀行で借りていただいた金利部分について、3%以内全額にして46,000円を限度として利息の補給を行っています。

ただし条件があり、供用開始3年以内に接続工事に着手することと、世帯構成員全体に市税等の滞納がないことが条件となります。

(委員)

市の貸付制度について、条件が供用3年以内と、市税等の滞納がないことと説明されたが、市税を滞納するという事は、それだけ経済的にしんどい家庭だと思われる。そのような家庭にこそ、何らかの助成制度が必要と考えます。

(委員)

利子補給というよりも、市が保証人になってやれば、市中銀行からもスムーズに借りることができる。また、市が直接資金を貸し付けるのはどうか。

(事務局)

他の自治体の助成制度について調査したことがあります。その中で、市が直接貸し付ける事例はあったように思いますが、市が保証するという事は他事例でもなかったように記憶しています。検討させて下さい。

市が実施するとなると、財源の問題、さらには滞納となったときの経費の増大、それらも含めて検討になります。

(委員)

下水道計画の中で、下水道で整備する区域と浄化槽で整備する区域と早く決めて、整備できる区域は早急に整備していかないとはいけません。

現状では、50%程度の接続率だから、半数の人が下水に繋いでいない。それならそんなに慌てて接続しなくても、と考えます。それが80%以上接続してくると、自分もしなくては、という気持ちになると思います。

(委員)

工事説明会の時、下水道預金もお願いしていく、こんなことは放って置いてよ、ということになりませんか。

(事務局)

現実には、下水道事業を行ったときに役所から、整備が完了して接続にまとまったお金が

必要となるので、預金のお願いがありました。

それで区内のかかりの方が積み立てを行いました。結果的に積み立てをやっておいて、よかったと思います。農集ですが90%の接続率となっています。

(委員)

農集を公共下水道へ接続したときの加入者の負担はどうなるのですか。

(事務局)

農集の場合、料金が公共と別々の体系となっていますので、公共へ接続になればそのあたりの検討が必要になると考えます。

公共は使用水量により算定、農集は基本料金と人数割で算定しています。

(委員)

下水道普及員の設置とありますが、これは現在の臨時・嘱託職員が行うのか、また新たに雇い入れるのか。

(事務局)

現在の嘱託職員での対応は考えておりません。新たに普及に対して専門的な知識を持った方で対応して頂ければと考えています。

(委員)

下水道工事は市が実施しますが、排水設備は指定工事店でお願いしますということですが、接続後の清掃等について、指定工事店に頼めば、他業者より安くなる等のメリットがあるように制度を検討いただきたい。市が指定工事店に対して援助するのをもひとつだと思います。

(事務局)

公共ますより家側については、基本的に個人さんが管理してもらっています。

年に何件かは詰まる等で、下水道課へ連絡いただく場合があります。

半年なり1年に1回は、自分の目で確認いただいて、どうしても油脂分で管が閉塞することがありますので、事前の清掃をお願いしている状況です。

接続後のメンテナンスということについて、制度化は行っていませんが、接続時に後のメンテナンスについても、数社から見積もりを取ることを広報させていただいています。

4. その他

(1) 次回審議会の日程について

事務局より次回の審議会日程について確認を行う。

【確認】

次回 第9回審議会日程 7月12日(木)午後1時30分～

場所：橋本市役所 3階 議会委員会室

次々回 第10回審議会日程 8月7日(火)午後1時30分～

場所：橋本市役所 3階 議会委員会室

5. 閉会 閉会時間 午後4時15分

議事録署名

議 長 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____